

定 款

一般社団法人 日本航空宇宙工業会

一般社団法人 日本航空宇宙工業会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本航空宇宙工業会(英文名:The Society of Japanese Aerospace Companies 略称「SJAC」)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 本会は、航空宇宙機器の生産の振興と貿易の拡大を通じて、航空宇宙工業の健全な発達を図り、もって産業の高度化と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 航空宇宙機器の生産、流通、貿易及び市場に関する調査
- (2) 航空宇宙機器の製造・修理事業の経営及び技術の改善向上に関する調査研究
- (3) 航空宇宙機器の生産技術に関する規格基準等の調査研究、作成及び普及
- (4) 航空宇宙機器に関する資料、情報等の収集、作成並びに提供及び展示
- (5) 航空宇宙機器に係る関連機関、団体等との連絡及び交流
- (6) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は国内及び海外において行うものとする。

(用語の意義)

第5条 本定款において「航空宇宙機器」とは、次に掲げるものをいうものとする。

- (1) 飛行機、回転翼航空機等航空の用に供することができる機械器具
- (2) 人工衛星、ロケット等の宇宙利用機器
- (3) 第1号の機械器具の運航のため地上において使用される機械器具並びに前号の機器の打上げ及び追跡機器
- (4) 第3号の機器を構成する機器並びに第1号及び第2号の機器に装備される機械器具
- (5) 前各号の機器の部品、材料

第2章 会員

(会員の資格及び法人の構成員)

第6条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人

に関する法律(以下「法人法」という)上の社員とする。

2 正会員は、航空宇宙機器の製造事業又は修理事業を営む法人又は個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。

3 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。

(会員の資格の取得)

第7条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあつては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合には、当該会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知するとともに、当該総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

3 前2項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条のほか、会員が次の各号の一に該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(2) 総正会員が同意したとき。

(3) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。

(4) 法人又は団体が解散し又は破産したとき。

(5) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。

(6) 第6条の規定による会員資格を失ったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員及び顧問

(役員を設置)

第13条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理事 10名以上15名以内

(2) 監事 2名以上3名以内

2 理事のうち、1名を会長とし、3名以内を副会長、1名を専務理事、2名以内を常務理事とする。

3 会長を法人法上の代表理事とする。

4 専務理事、常務理事を常勤の理事とする。専務理事及び常務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において、正会員(法人又は団体の場合にあつては、会員代表者とする。以下同じ。)のうちから選任する。ただし、特に必要あると認められる場合は、理事にあつては3人、監事にあつては1人を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選任することを妨げない。

2 任期中に交代又は増員により理事又は監事を選任する場合も、第1項と同様とする。

3 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事又は監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第15条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を総括、執行する。

5 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の業務を分担執行する。

6 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第16条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第17条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は他の現任

者の残任期間とする。

- 3 理事又は監事は、第13条に定める定数に足りなくなる時は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その権利・義務を有する。

(役員解任)

第18条 理事及び監事は、いつでも総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総正会員の半数以上であって、総正会員の3分の2以上の議決に基づいて行わなければならない。

- 2 前項において、職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められ解任する場合は、当該理事又は監事にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第19条 本会は、法人法第114条の規定により、理事又は監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(報酬等)

第20条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問)

第21条 本会は、顧問3人以内を置くことができる。

- 2 顧問は、航空宇宙機器に関する学識経験者、航空宇宙工業の発達に功労のあった者のうちから、理事会の決議によって選任する。
- 3 顧問は、本会の運営に関して、会長の諮問に答え又は意見を述べる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 第20条の規定は、顧問について準用する。

第4章 総会

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。
- 3 賛助会員は、総会に出席して意見を述べるることができる。ただし、議決に加わることはできない。

(権限)

第23条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

- (5) 会費の経費負担の額(会費及び入会金)
 - (6) 定款の変更
 - (7) 解散及び残余財産の処分
 - (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- (開催)

第 24 条 総会は、定時総会として毎事業年度に 1 回、前事業年度終了後 2 か月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

- 第 25 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。
- 2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
 - 3 総会を招集するには、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、開会の日
の1週間前までに書面又は電磁的方法により通知しなければならない。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができる」とされた場合は、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第 27 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 28 条 総会の決議は、法令及びこの定款に別に定める場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

(書面による議決権の行使等)

- 第 29 条 本会は、総会の招集にあたって、理事会の決議に基づき、総会に出席できない正会員が、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録をもって議決権を行使できるものとする
ことができる。この場合において、当該書面によって行使された議決権の数は、出席した正会員の
議決権の数に算入する。
- 2 総会に出席できない正会員は、代理人に議決権の行使を委任することができる。この場合におい
て代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案に
つき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決す
る旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押
印する。

第5章 理事会

(構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事、常務理事の選任及び解職

(4) 事業計画及び収支予算の承認

(5) 事業報告及び決算の承認

(開催)

第33条 理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。また、次の各号のいずれかに該当する場合は、臨時に理事会を開催する。

(1) 会長が必要と認めるとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面により開催の請求があったとき。

(3) 監事から、法人法第101条の規定に基づき、会長に招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、この定款に別に定める場合を除き、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときは除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 37 条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 総合役員会

(構成、運営)

第 38 条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の諮問機関として総合役員会を設置する。

2 総合役員会の委員は、次の者とする。

(1) 理事

(2) 会長の指名に基づき、理事会が選任した者

3 総合役員会は、本会の運営に関する重要事項についての審議を行い、理事会に報告する。

4 総合役員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 入会金収入

(3) 会費収入

(4) 寄附金品

(5) 資産から生じる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他

(資産の管理)

第 40 条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第 41 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第 42 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 43 条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 44 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(特別会計)

第 45 条 本会は、事業の遂行上必要あるときは、総会の決議を得て、特別会計を設けることができる。

2 前項の特別会計に係わる経理は、一般の経理と区分して整理するものとする。

(収支差額の処分)

第 46 条 本会の収支決算に差額を生じたときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を積み立て、又は翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金及び重要な財産の処分等)

第 47 条 本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が 1 年以内のものを除き、理事会において総理事の 3 分の 2 以上の決議を得るものとする。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を得て、変更することができる。

(解散)

第 49 条 本会は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を得て、又はその他法令で定められた事由により、解散する。

(残余財産の処分)

第 50 条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会において、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議を得て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(支部及び委員会)

第 51 条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、支部及び委員会を設けることができる。

- 2 支部及び委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 3 支部及び委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(技術開発センター)

第 52 条 本会は、革新的航空機技術の調査研究等を行う上で必要あるときは、当該事業を行う技術開発センターを設置することができる。

- 2 技術開発センターの組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

第 10 章 事務局

(事務局)

第 53 条 本会に事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 職員は会長が任免する。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第 54 条 本会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第 12 章 補則

(実施細則)

第 55 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 社団法人航空宇宙工業会の会員である者は、第7条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人日本航空宇宙工業会の諸規程等は、一般社団法人日本航空宇宙工業会の諸規程等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 5 本会の最初の代表理事は、佃和夫とする。最初の業務執行理事は、今清水浩介、宮部俊一、秦重義とする。